

第 9 章 消費税

9-6 課税売上高による納税義務の判定

Q 9-6

消費税の特定期間の課税売上高による納税義務の判定について教えてください。

A 9-6

その課税期間の基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の場合には、原則的には免税事業者となりますが、平成 23 年度税制改正に伴い、その課税期間の特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者については、課税事業者となることとされました。

なお、事業者が特定期間中に支払った給与等支払額をもって、特定期間の課税売上高とすることができますが、給与等支払額とは、特定期間中に支払った所得税の課税対象とされる給与、賞与等の金額の合計額となります。支払った給与、賞与等なので、未払いの給与、賞与等の額は含まれません。

また、所得税が非課税となる通勤手当や旅費等も給与等支払額には含まれません。

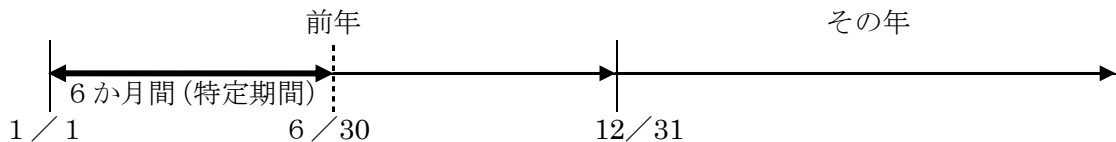
課税売上高が 1,000 万円を超えていても、給与等支払額が 1,000 万円以下であれば給与等支払額により免税事業者と判定することができます。

課税売上高に代えて給与等支払額で判定することができることとされていますので、必ず両方の要件で判定を行う必要はなく、例えば特定期間の課税売上高の集計を省略して、給与等支払額に基づいて判定することもできます。

(特定期間)

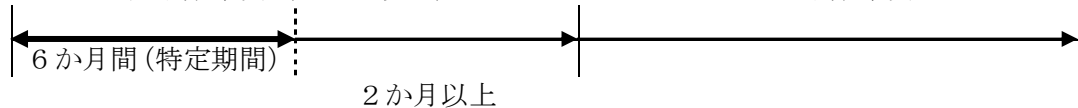
① 個人事業者の場合

その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間



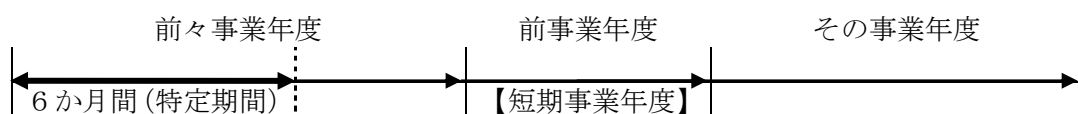
② 法人の場合

その事業年度の前事業年度（「短期事業年度」を除きます。）の開始の日から 6 か月間
前事業年度（8 か月以上）



その事業年度の前事業年度が短期事業年度となる場合で、その事業年度の前々事業年度（前々事業年度が基準期間に含まれる場合などを除きます。）があるときは、

当該前々事業年度（※）の開始の日から 6 か月間



（※）当該前々事業年度が 6 か月以下の場合には、当該前々事業年度の開始の日からその終了の日までの期間となります。